

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

令和 3 年 6 月



目 次

1 促進計画の区域	1 ページ
2 促進計画の目標	1 ページ
3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する 多面的機能発揮促進事業に関する事項	1 ページ
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的 機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあって は、その区域	2 ページ
5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項	2 ページ

本計画は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第1項の規定に基づき策定したものです。

1 促進計画の区域

別添地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

三豊市は、香川県の西部に位置し、森林・里山・田園・河川・海・島嶼部と多種多様な自然環境を豊富に有している。このような立地条件の中、稲麦・果樹・畜産を主体とする農業生産活動が行われている。また、農業・農村は農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化や減少などに伴う耕作放棄地の増加による、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。そのため、耕作放棄地の発生防止を図り、農業生産活動の継続支援を行うため、農地や水路、農道等の地域資源の適切な維持・管理を行い、優良農地を持続的に確保する必要がある。

また、傾斜地が多いなどの立地特性を持つ地域については、平地農業地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。加えて、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっており、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組むよう促す必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、特定農山村地域に指定されるなどの平場地域と比べて生産条件の不利益な地域はこれを補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業（以下「2 号事業」という。）により農業生産活動の継続的な実施を支援するとともに、同項第 1 号に掲げる事業（以下「1 号事業」という。）により地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、地球温暖化の防止等への貢献のため、同項第 3 号に掲げる事業（以下「3 号事業」という。）を広く展開し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧高瀬町 上高瀬の区域	1号事業及び3号事業
2	旧高瀬町 二ノ宮・麻・勝間・比地二の区域	1号事業、2号事業及び3号事業
3	旧山本町 辻・大野の区域	1号事業及び3号事業
4	旧山本町 神田・河内の区域	1号事業、2号事業及び3号事業
5	旧三野町の区域	1号事業及び3号事業
6	旧豊中町の区域	1号事業及び3号事業
7	旧詫間町の区域	1号事業、2号事業及び3号事業
8	旧仁尾町の区域	1号事業、2号事業及び3号事業
9	旧財田町の区域	1号事業、2号事業及び3号事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払事業）に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

別紙

法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払事業）について、次のとおり定める。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア、対象地域

- ①特定農山村法の指定地域（高瀬町麻地区及び二ノ宮地区、仁尾町、財田町）
- ②過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定地域（旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町）
- ③高瀬町麻地区及び二ノ宮地区に接する農林業センサス集落
- ④仁尾町に接する農林業センサス集落
- ⑤財田町に接する農林業センサス集落
- ⑥中山間地域に準ずる地域（旧山本町神田地区及び河内地区）
- ⑦棚田地域振興法の指定地域

イ、対象農用地

- ①急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- ②自然条件により小区画・不整形な田
- ③三豊市長の判断によるもの
 - ・緩傾斜農用地（勾配が 1/100 以上 1/20 未満の田、傾斜度が 8 度以上 15 度未満の畑）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- ④棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき申請指定された指定棚田地域の申

請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次の（イ）または（ロ）の基準を満たすもの

（イ） 急傾斜農用地

（ロ） ①の急傾斜農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市長が特に認めるもの

2. 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア、耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ、農業従事者一人当たりの所得が香川県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

ウ、認定農業者に準ずる者とは、三豊市農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者など三豊市長が認定する者とする。